

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年12月14日提出
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 トーマス・クワントリル
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
【事務連絡者氏名】	原田 伸健
【電話番号】	03(6366)1000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	キャピタル日本株式ファンドF
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定日(平成27年12月30日) 10万円とします。 (2)継続申込期間(平成27年12月30日から平成29年2月16日まで) 3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

キャピタル日本株式ファンドF（以下「当ファンド」ということがあります。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、キャピタル・インターナショナル株式会社（以下「委託会社」ということがあります。）を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」ということがあります。）を受託者とする契約型の追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：10万円とします。

継続申込期間：3,000億円を上限とします。

・発行価額の総額とは、受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た額の累計額をいいます。

（４）【発行（売出）価格】

当初自己設定：1口当たり1円とします。

継続申込期間：取得申込受付日の基準価額とします。

- ・基準価額とは、当ファンドの信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産価額です。基準価額は、便宜上1万口当たりをもって表示されることがあります。
- ・基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。
- ・基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、当ファンドは「日本株式F」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00） ホームページ thecapitalgroup.co.jp
--

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社につきましては、後記「(8) 申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

当初自己設定：平成27年12月30日

継続申込期間：平成27年12月30日から平成29年2月16日まで

- ・継続申込期間は、期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社 電話番号 0120-411-447 (営業日9:00~17:00) ホームページ thecapitalgroup.co.jp
--

(9) 【払込期日】

継続申込期間において取得申込者は、取得申込代金を販売会社の指定する期日までに、指定の方法で申込みの販売会社にお支払いください。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- ・各取得申込受付日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定ファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座)に払い込まれます。
- ・取得申込代金とは、申込金額(発行価格×取得申込口数)です。
- ・当初自己設定にかかる発行価額の総額は、設定日(平成27年12月30日)に、受託会社の指定ファンド口座(受託会社が信託事務の一部について委託を行なっている場合は当該委託先の口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、申込みの販売会社にお支払いください。

- ・販売会社につきましては、前記「(8) 申込取扱場所」に記載の委託会社までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権にかかる振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは、ラップ口座にかかる契約(同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。)等の資金を運用するためのファンドです。当ファンドの取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件を満たした者に限られます。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

申込金額には利息は付利されません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

信託金限度額

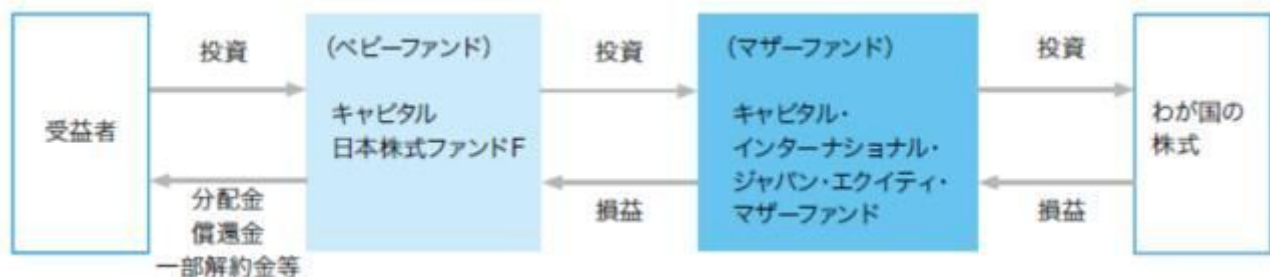
信託金の限度額は、信託約款の規定により3,000億円となっております。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といふことがあります。）^{*}への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を目指します。

^{*}マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。キャピタル・インターナショナル・インクは、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

投資形態 ファミリーファンド方式



キャピタル・グループのグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行なうことを基本とします。

運用にあたっては、ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。

調査担当のアナリストも運用に参画し、担当業種の銘柄を組み入れます。

運用体制（運用プロセスの概念図）



経験豊富なアナリストが世界各地から
情報収集

- ・ 投資先企業には、原則会社訪問を実施
- ・ 株式、債券、プライベート・エクイティ等の担当分野の枠組みを超えて、積極的に情報共有や意見交換を行なう



ポートフォリオ・マネジャーは、
自身の確信度に基づき銘柄を選択

- ・ 様々な投資機会を柔軟に取り込む
- ・ 各自の数量で銘柄を選択



投資委員会と運用統括責任者が全体
ポートフォリオを監視

- ・ ポートフォリオ・マネジャーは、各々でリスクとリターン目標の達成を目指す
- ・ 運用統括責任者による全体ポートフォリオの監視
- ・ 運用プロセスに組み込まれたリスク管理

TOPIX（配当込み）^{*}をベンチマークとします。

^{*} 将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等、TOPIXに関する全ての権利は株式会社東京証券取引所が有しております。株式会社東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しております。株式会社東京証券取引所は、当ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

商品分類

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産
追加型	内外	資産複合

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

- ・ 追加型投信とは「一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド」をいいます。
- ・ 国内とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・ 株式とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル（日本を含む）	
		日本	
一般 大型株 中小型株	年2回	北米	
		欧州	
債券	年4回	アジア	ファミリーファンド
		オセアニア	
一般 公債 社債 その他債券	年6回（隔月）	中南米	
		アフリカ	
クレジット属性	年12回（毎月）	中近東（中東）	ファンド・オブ・ファンズ
		エマージング	

不動産投信	日々		
その他資産（投資信託証券（株式））			
資産複合	その他		
資産配分固定型			
資産配分変更型			

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づき、当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しております。該当する定義については次のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

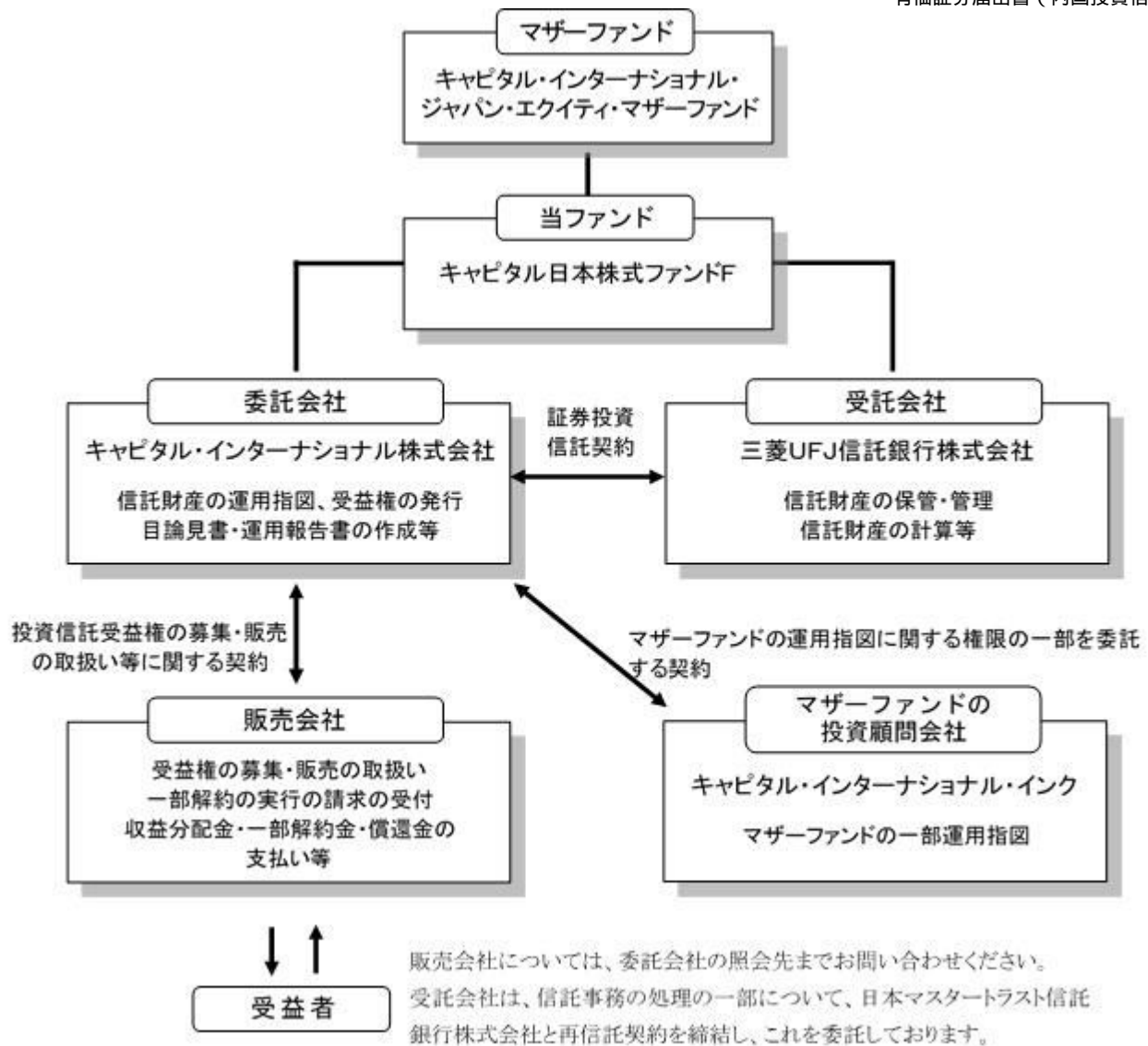
- ・その他資産とは、「組入れている資産」そのものをいいます。
収益の源泉となる資産と組入れている資産とが異なる理由は、当ファンドがマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、わが国の株式を主要投資対象とするためです。
- ・年1回とは「目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるもの」をいいます。
- ・日本とは「目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの」をいいます。
- ・ファミリーファンドとは「目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するもの」をいいます。

（２）【ファンドの沿革】

平成27年12月30日 信託契約締結、当ファンドの設定および運用開始（予定）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



ファンドに関する契約の概要

a. 証券投資信託契約

投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」ということがあります。）の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。

b. 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

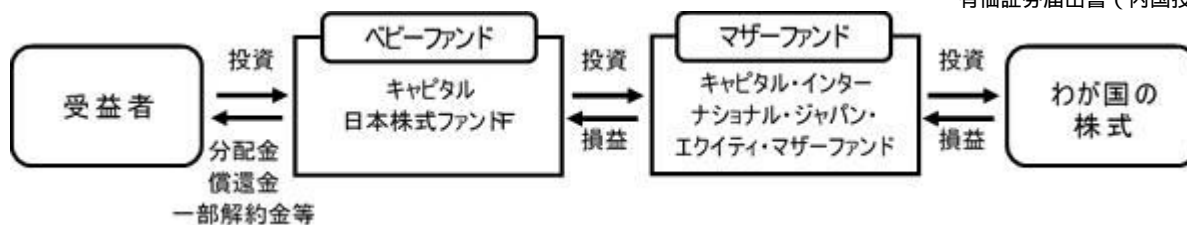
委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。

c. マザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託する契約

委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの信託財産の一部運用指図に関する事項および当該契約の期間等を規定しています。

ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家（受益者）からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行なう仕組みです。



- ・マザーファンドの運用成果はベビーファンドに反映されます。
 - ・委託会社は、マザーファンドに投資を行なう当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行なうことがあります。平成27年12月14日現在、その他のベビーファンドは次のとおりです。
- キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F（適格機関投資家専用）
平成19年4月5日設定
- キャピタル日本株式ファンド
平成21年2月26日
- キャピタル・インターナショナル日本株式ファンド（適格機関投資家用）
平成22年6月29日設定
- キャピタル日本株式ファンド（適格機関投資家用）
平成26年4月2日設定

委託会社の概況（平成27年10月30日現在）

- 名称：キャピタル・インターナショナル株式会社
- 本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル
- 資本金の額：4億5,000万円
- 沿革
 - 昭和61年3月 キャピタル・インターナショナル株式会社設立
 - 昭和62年3月 証券投資顧問業者登録
 - 昭和62年9月 投資一任業務認可取得
 - 平成18年2月 投資信託委託業務認可取得
 - 平成19年9月 金融商品取引業登録
 - 平成20年7月 キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受
- 大株主の状況
 - 株主名：キャピタル・グループ・インターナショナル・インク
 - 住所：アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス市
 - 所有株式数：56,400株
 - 所有比率：100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

運用方法

a) 投資対象

マザーファンドを主要投資対象とします。

b) 投資態度

- ・TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、マザーファンド受益証券^{*}への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資を行ない、信託財産の成長を目指した運用を行ないます。
- ・マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ・株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

- ・非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として、信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マザーファンドの投資方針は、(5)投資制限「<参考情報>マザーファンドの投資方針等」をご参照ください。

(2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。(約款第15条)

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - (イ)有価証券
 - (ロ)デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条から第26条までに定めるものに限ります。)
 - (ハ)約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)
 - (ニ)金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (イ)為替手形

委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるキャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(約款第16条第1項)

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有

価証券にかかるものに限ります。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。（約款第16条第2項）

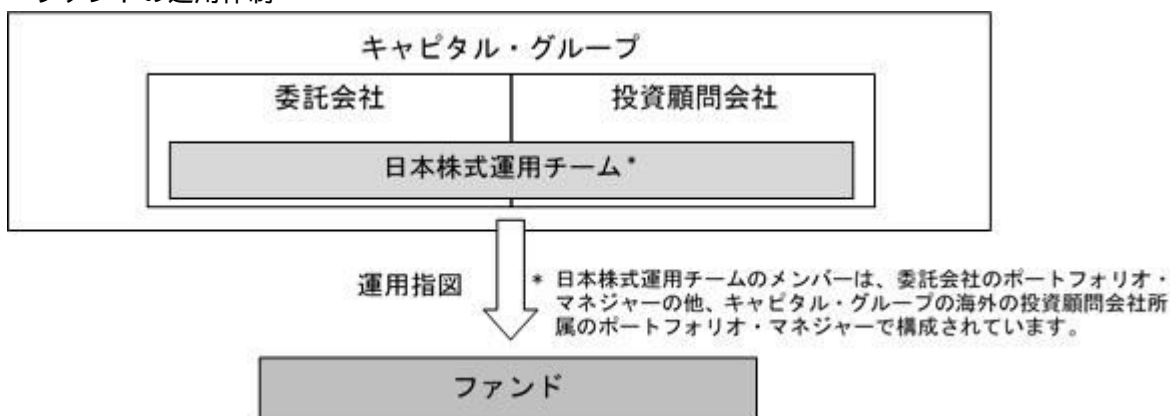
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記 1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。（約款第16条第3項）

マザーファンドの投資対象は、（5）投資制限「＜参考情報＞マザーファンドの投資方針等」をご参照ください。

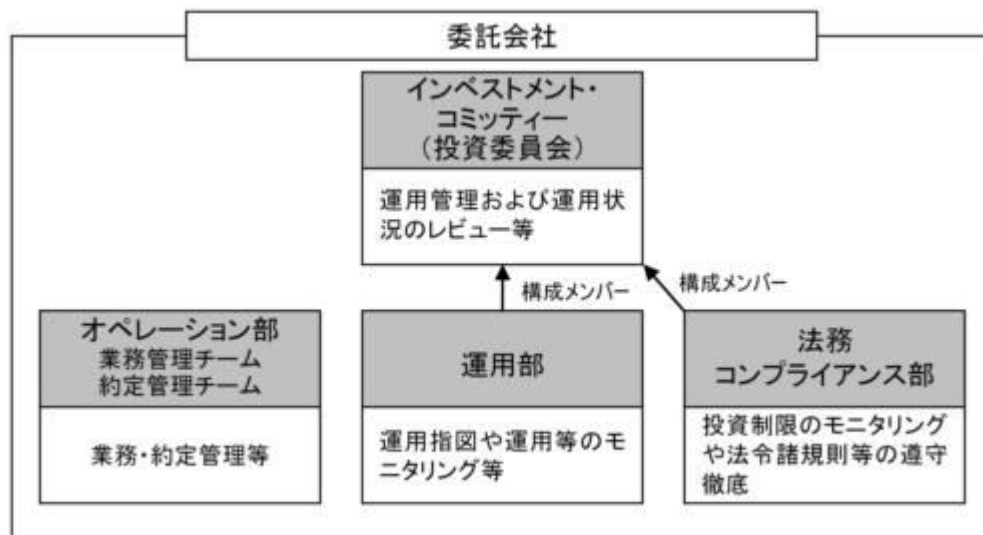
（3）【運用体制】

ファンドの運用体制



・運用プロセスは、「(1)投資方針」の項目をご覧ください。

内部管理体制



当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行なうべく、オペレーション部および法務コンプライアンス部がそれぞれ業務・約定管理、投資制限のモニタリング等を行ない、運用の適正性の確保に努める体制としております。また、マザーファンドを含むファンドの運用状況およびパフォーマンス等については、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（平成27年10月30日現在）

運用部（9名）/法務コンプライアンス部（4名）/オペレーション部（6名）

関係法人に関する管理体制

- 委託会社は、投資顧問会社が、適切な運用指図を行なっているか投資委員会等においてレビューしております。
- 委託会社は、業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行ないます。また、投資信託受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行ないます。

<参考情報>

キャピタル・グループの投資哲学および運用の特徴

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行なうことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行ないます。必ずしも全員の意見が一致する必要がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958年から採用されています。

主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる

- ・運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

上記は平成27年10月30日現在の運用体制等です。運用体制等は、今後、予告なく変更される場合があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

a. 収益分配

毎年11月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

b. 分配対象額の範囲

諸経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とし、繰越分を含みます。なお、当該分配対象額の範囲には、収益分配等の処理にあたり一般社団法人投資信託協会規則に基づき算出される分配準備積立金および収益調整金（同規則に基づき留保する額を除きます。）に相当する額を含みます。

c. 分配対象額についての分配方針

分配対象額の範囲で、委託会社が基準価額水準、収益動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により収益分配を行わないことがあります。

d. 留保益の運用方針

特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益の分配方式

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じた額をいいます。以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費（消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（消費税等相当額を含みます。）、信託報酬および信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の交付

a. 一般コース^{*1}

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

b. 自動けいぞく投資コース^{*1}

収益分配金は、自動けいぞく投資契約^{*2}（取得申込者と販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従った契約をいいます。以下同じ。）により、決算日の基準価額により自動的に無手数料で再投資されます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。

*1 販売会社によっては、コースの名称が異なる場合があります。

*2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用

することがあります。

（５）【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）
株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」）

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への投資制限（約款「運用の基本方針」、第16条第4項および同条第5項）

- a. 委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用リスク集中回避のための投資制限（約款第17条）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

投資する株式等の範囲（約款第20条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

同一銘柄の株式等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第21条）

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- c. 上記a.およびb.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款「運用の基本方針」および第22条）

- a. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引の指図範囲（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるこ

との指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等の運用指図（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なる受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引の運用指図（約款第26条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- e. 本 に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、予め将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差に予め元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

b. 上記a.の1.および2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

有価証券の空売りの指図範囲(約款第28条)

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない有価証券または後記により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

b. 上記a.の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入れ(約款第29条)

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

b. 上記a.の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

d. 上記a.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

外貨建資産への投資制限(約款「運用の基本方針」および第30条)

a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第31条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図(約款第32条)

a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

b. 上記a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

資金の借入れ(約款第38条)

a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

b. 上記a.の資金借入額は、次の1.から3.までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受取りの確定している資金の

合計額の範囲内

2. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
- c. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- d. 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- e. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- 受託会社による資金の立替え（約款第40条）
- a. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- b. 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- c. 上記a.およびb.の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

<参考情報> マザーファンドの投資方針等

1. 基本方針

マザーファンドは、わが国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行ないます。

2. 投資態度

TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

主としてわが国の証券取引所（これに準ずるものを含む）に上場されている株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行なうことを基本とします。

ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引（以下「有価証券先物取引等」という。）およびスワップ取引を行なう場合があります。

株式の組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および8号の定めがある新株予約権付社債に投資する場合があります。

非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクに委託します。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3. 投資対象

主としてわが国の証券取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）（これに準ずるものを含む）に上場されている株式（新株予約権証券および新株引受権証券を含む）を主要投資対象とします。

4. 主な投資制限

<約款>

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の組入れについては高位を維持することを基本とします。

ただし、市場動向および資金動向等により上記のような運用ができない場合があります。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および8号の定めがある新株予約権付社債への投資は信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

<法令>

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。（投信法第9条）

3【投資リスク】

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入る有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入る有価証券等の価格の下落や、組入る有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

従って、投資家のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主な変動要因は、以下のとおりです。

価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行なう株式等の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動します。実質組入る株式等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。なお、外貨建資産に実質投資した場合には、為替変動の影響を受け、為替変動が円高に推移した場合は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

株式や債券等の有価証券やコマーシャルペーパー等短期金融商品の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、もしくは実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行なうことができない場合または取引が不可能な状況となる場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、当ファンドの受益権の口数が50億口または純資産総額が50億円を下回るようになった場

合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消することがあります。

収益分配金に関する留意点

決算時に諸経費控除後の利子・配当収入および売買益等の中から収益分配を行ないませんが、これにより一定水準の収益分配金が支払われることを示唆あるいは保証するものではありません。また、基準価額水準、市況動向等によっては、分配を行なわないことがあります。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドが有するリスクを間接的に受けることとなります。

金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

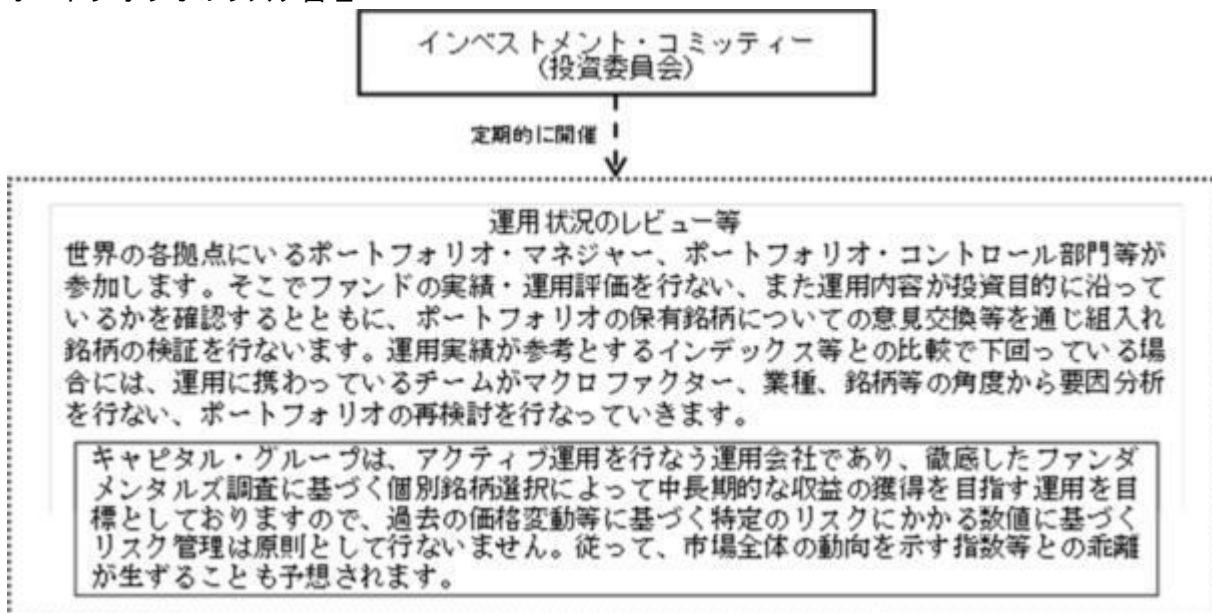
法令・税制・会計制度等の変更の可能性

法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

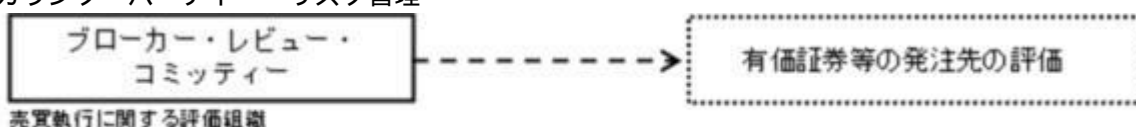
<リスク管理体制>

委託会社および投資顧問会社を含むキャピタル・グループ全体におけるリスク管理体制

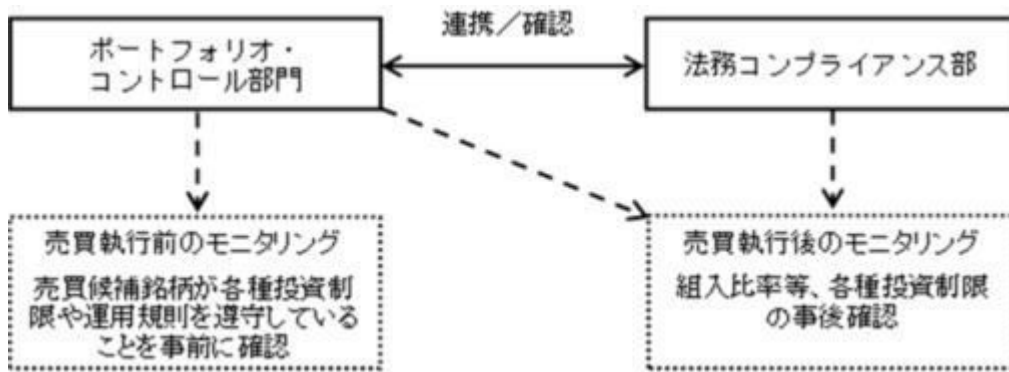
ポートフォリオのリスク管理



カウンターパーティー・リスク管理



リスク管理の徹底



委託会社のリスク管理体制

利益相反取引（ファンド間取引等）の取引規制、当ファンドの投資制限等の遵守状況について委託会社の関係各部署がモニタリングを行ないます。問題が発生した場合には、委託会社の関係部署が速やかに協議を行ない、訂正処理等の必要な措置を講じます。

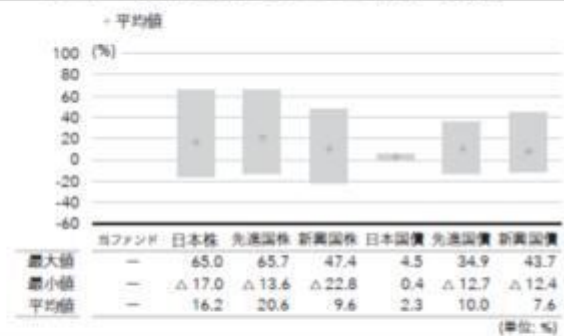
リスク管理体制は、今後、予告なく変更される場合があります。

リスクの定量的比較

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

当ファンドの運用は、2015年12月30日に行なう予定です。このため、2015年12月14日現在、該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(注1) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 代表的な資産クラスの騰落率は、2010年11月から2015年10月までの5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

(注3) 当ファンドの運用は、2015年12月30日に行なう予定です。このため、2015年12月14日現在、該当事項はありません。

<各資産クラスの指数>

日本株・・・TOPIX(配当込み)

先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

新興国株・・・MSCI エマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)

日本国債・・・NOMURA-BPI国債

先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※ 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

「日本株」の資産クラスはTOPIX(配当込み)を表示しております。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等同指数に関する全ての権利は(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

「先進国株」の資産クラスはMSCIコクサイ・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「新興国株」の資産クラスはMSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引前配当再投資/円ベース)を表示しております。

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

「日本国債」の資産クラスはNOMURA-BPI国債を表示しております。

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスを用いて行なわれる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

「先進国債」の資産クラスはシティ世界国債インデックス(除く日本/円ベース)を表示しております。

シティ世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。

「新興国債」の資産クラスはJPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)を表示しております。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

4【手数料等及び税金】**(1)【申込手数料】**

ありません。

- ・当ファンドによるマザーファンドの取得についても、取得手数料および信託財産留保額はかかりません。

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

- ・当ファンドによるマザーファンドの換金についても、換金手数料および信託財産留保額はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.7344%(税抜0.68%)の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁され、その支払先への配分等は下記のとおりです。

	委託会社	受託会社	販売会社
--	------	------	------

役務の内容	委託した資金の運用等の対価として	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価として	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価として
配分（年率／税抜）	0.65%	0.02%	0.01%

・マザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社が受取る報酬の中から支払われます。また、マザーファンドに信託報酬はかかりません。

（４）【その他の手数料等】

有価証券等の売買委託手数料等

・売買条件等により異なるため、事前に料率、上限等を記載することができません。

資金の借入に伴う借入金の利息および有価証券の借入に伴う品借料

・借入先との契約により適正な価格が計上されます。

受託会社による資金の立替に伴う利息

・受託会社との交渉により適正な価格が計上されます。

資産管理費用（カストディーフィー）

・保管銀行との契約により適正な価格が計上されます。

法定開示にかかる費用

・委託会社は下記イ．およびロ．に定める費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社はこれらの費用の合計額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず、固定率または固定金額にて信託財産から支弁を受けることができます。ただし、委託会社が受領できる下記イ．およびロ．に定める費用の合計額は日々の信託財産の純資産総額に年10,000分の5の率を乗じて得た額の合計額を超えないものとし、当該固定率または固定金額については、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に変更することができます。かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

イ 信託財産に関する法定開示のための監査費用は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

ロ 信託財産に関する法定開示のための法定書類（有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、目論見書および運用報告書その他法令により必要とされる書類）の作成および印刷費用等は、受益者の負担とし、当該費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支弁することができます。

当ファンドの申込時、換金時および保有期間中に受益者が直接的または間接的に負担する手数料および費用等の合計額もしくはその上限額またはこれらの計算方法については、受益者が当ファンドを保有する期間等に応じて異なるため、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われ、個人受益者、法人受益者毎に以下の取扱いとなります。以下の取扱内容は、平成27年10月30日現在のものであり、今後、税制改正等により変更される場合がありますのでご注意ください。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個人受益者に対する課税 >

課税対象	税率等
------	-----

<p>収益分配金のうちの 普通分配金</p>	<p>・収益分配時に、次の税率による源泉徴収が行なわれ、原則、申告不要制度が適用されます。 [平成26年1月1日から平成49年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [平成50年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・受益者の選択により、確定申告を行ない、総合課税または申告分離課税を選択することができます。</p>
<p>一部解約および償還等による 譲渡益</p>	<p>・上場株式等の譲渡益は、次の税率による申告分離課税の対象となります。 [平成26年1月1日から平成49年12月31日まで] 20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%） [平成50年1月1日から] 20%（所得税15%、地方税5%） ・特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。特定口座の詳細は、販売会社にお問い合わせください。</p>

繰越控除、損益通算

確定申告による場合・・・換金および償還等により生じたその年分の譲渡損失額は、確定申告により、その年の申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。また、損益通算後の譲渡損失額は、翌年以降3年間にわたり、確定申告により繰越控除することができます。

確定申告によらない場合・・・源泉徴収を選択した特定口座において、一定の条件を満たす場合には損益通算が可能となります。この場合の損益通算の対象となるのは所定の特定口座にて受領した配当等となります。なお、特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等にかかる非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

配当控除制度

当ファンドは、配当控除制度が適用されます。

<法人受益者に対する課税>

課税対象	税率等
<p>収益分配金のうちの 普通分配金</p>	<p>・収益分配時に、次の税率で源泉徴収されます。 [平成26年1月1日から平成49年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [平成50年1月1日から] 15%（所得税15%）</p>
<p>一部解約金および償還金のうちの 個別元本超過額</p>	<p>・一部解約時および償還時に、次の税率で源泉徴収されます。 [平成26年1月1日から平成49年12月31日まで] 15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%） [平成50年1月1日から] 15%（所得税15%）</p>

源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できる場合があります。

益金不算入制度

当ファンドは、益金不算入制度^{*}が適用されます。

* 益金不算入制度は、平成27年4月1日以降に開始される事業年度からは適用されません。

個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係

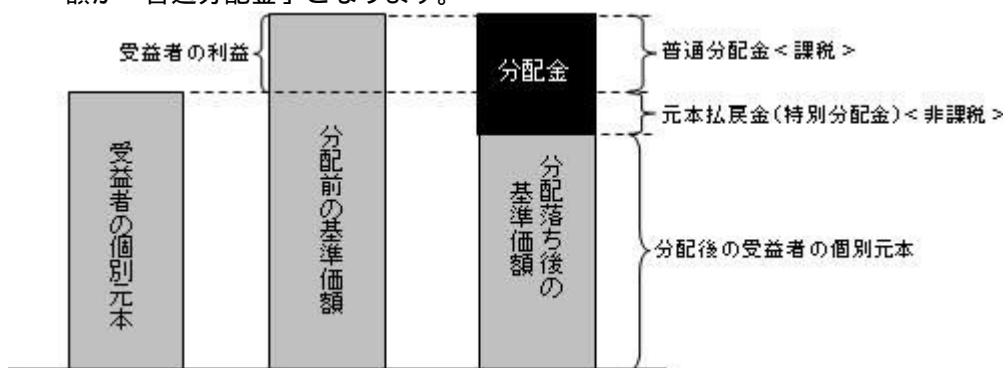
る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は当該受益者が追加信託のつど、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても、複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- ・受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「元本払戻金(特別分配金)」となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が「普通分配金」となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

(注) 税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



上記は説明を意図したイメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金の各水準を示唆するものではありません。

(注) 税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、当ファンドの投資状況はありません。

以下の投資状況は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの平成27年10月30日時点のものです。

(参考) キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	69,974,003,370	97.92
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,482,809,406	2.07
合計(純資産総額)		71,456,812,776	100.00

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、当ファンドの投資有価証券の主要銘柄はありません。

以下の投資有価証券の主要銘柄は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの平成27年10月30日時点のものです。

(参考) キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

a. 上位30銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	615,000	4,466.38	2,746,826,989	4,860.00	2,988,900,000	4.18
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3,554,200	707.09	2,513,145,315	790.60	2,809,950,520	3.93
3	日本	株式	村田製作所	電気機器	140,100	13,923.50	1,950,682,390	17,355.00	2,431,435,500	3.40
4	日本	株式	デンソー	輸送用機器	411,800	5,651.63	2,327,342,838	5,662.00	2,331,611,600	3.26
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	34,400	53,548.36	1,842,063,646	63,580.00	2,187,152,000	3.06
6	日本	株式	クボタ	機械	1,059,000	1,804.63	1,911,104,809	1,891.00	2,002,569,000	2.80
7	日本	株式	オリックス	その他金融業	1,077,500	1,584.11	1,706,886,804	1,781.50	1,919,566,250	2.68

8	日本	株式	三井住友 トラス ト・ホー ルディン グス	銀行業	3,814,000	477.43	1,820,921,883	467.70	1,783,807,800	2.49
9	日本	株式	K D D I	情報・通 信業	602,100	2,609.30	1,571,061,310	2,946.00	1,773,786,600	2.48
10	日本	株式	野村不動 産ホー ルディン グス	不動産業	671,600	2,225.06	1,494,350,580	2,599.00	1,745,488,400	2.44
11	日本	株式	ソフトバ ンクグ ループ	情報・通 信業	254,400	7,261.90	1,847,429,409	6,797.00	1,729,156,800	2.41
12	日本	株式	川崎重工 業	輸送用機 器	3,154,000	525.38	1,657,050,624	489.00	1,542,306,000	2.15
13	日本	株式	ヤフー	情報・通 信業	2,849,000	427.09	1,216,805,258	515.00	1,467,235,000	2.05
14	日本	株式	日産自動 車	輸送用機 器	1,106,500	1,100.79	1,218,024,135	1,266.50	1,401,382,250	1.96
15	日本	株式	N T T ド コモ	情報・通 信業	569,700	2,278.15	1,297,864,707	2,357.50	1,343,067,750	1.87
16	日本	株式	S M C	機械	39,900	32,425.86	1,293,791,814	31,340.00	1,250,466,000	1.74
17	日本	株式	浜松ホト ニクス	電気機器	399,400	2,975.49	1,188,412,899	3,100.00	1,238,140,000	1.73
18	日本	株式	トプコン	精密機器	694,200	2,386.20	1,656,505,331	1,760.00	1,221,792,000	1.70
19	日本	株式	トレンド マイクロ	情報・通 信業	252,300	3,749.06	945,889,969	4,735.00	1,194,640,500	1.67
20	日本	株式	良品計画	小売業	46,800	15,122.28	707,722,704	24,430.00	1,143,324,000	1.60
21	日本	株式	セブン& アイ・ ホー ルディン グス	小売業	198,700	4,552.91	904,664,764	5,511.00	1,095,035,700	1.53
22	日本	株式	シスメッ クス	電気機器	155,200	5,200.00	807,040,000	6,970.00	1,081,744,000	1.51
23	日本	株式	三菱電機	電気機器	846,000	1,412.56	1,195,028,222	1,270.00	1,074,420,000	1.50
24	日本	株式	西武ホー ルディン グス	陸運業	420,100	2,737.49	1,150,021,271	2,461.00	1,033,866,100	1.44
25	日本	株式	みずほ フィナン シャルグ ループ	銀行業	3,886,800	208.27	809,517,563	250.30	972,866,040	1.36

26	日本	株式	ヤマトホールディングス	陸運業	382,200	2,462.82	941,291,327	2,390.50	913,649,100	1.27
27	日本	株式	I H I	機械	2,651,000	541.37	1,435,176,774	344.00	911,944,000	1.27
28	日本	株式	三菱商事	卸売業	396,500	2,151.32	852,999,625	2,212.50	877,256,250	1.22
29	日本	株式	リコー	電気機器	638,700	1,274.57	814,069,677	1,309.00	836,058,300	1.17
30	日本	株式	新生銀行	銀行業	3,274,000	220.26	721,135,034	255.00	834,870,000	1.16

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b. 種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率 (%)
株式	建設業	2.26
	食料品	0.92
	化学	2.04
	ゴム製品	0.12
	ガラス・土石製品	0.37
	鉄鋼	1.49
	非鉄金属	1.41
	金属製品	0.53
	機械	9.27
	電気機器	17.01
	輸送用機器	8.74
	精密機器	4.91
	その他製品	0.49
	陸運業	3.30
	海運業	0.21
	倉庫・運輸関連業	0.45
	情報・通信業	11.41
	卸売業	3.90
	小売業	5.01
	銀行業	13.14
証券、商品先物取引業	1.33	
保険業	1.23	
その他金融業	2.68	
不動産業	4.02	
サービス業	1.56	

合計	97.92
----	-------

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する各業種の評価額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、該当事項はありません。

【分配の推移】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、該当事項はありません。

【収益率の推移】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、該当事項はありません。

参考情報

基準価額・純資産の推移

当ファンドの運用は、2015年12月30日に行なう予定です。このため、2015年12月14日現在、該当事項はありません。

分配金の推移

当ファンドの運用は、2015年12月30日に行なう予定です。このため、2015年12月14日現在、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドの運用は、2015年12月30日に行なう予定です。このため、2015年12月14日現在、当ファンドの主要な資産はありません。以下の主要な資産の状況は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの2015年10月30日時点のものです。

<キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンドの主要な資産の状況>

上位10銘柄				上位5業種		
銘柄名	業種名	投資比率(%)	業種名	投資比率(%)		
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4.18	1	電気機器	17.01
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	3.93	2	銀行業	13.14
3	村田製作所	電気機器	3.40	3	情報・通信業	11.41
4	デンソー	輸送用機器	3.26	4	機械	9.27
5	キーエンス	電気機器	3.06	5	輸送用機器	8.74
6	クボタ	機械	2.80	資産構成比率		
7	オリックス	その他金融業	2.68	資産の種類		投資比率(%)
8	三井住友トラスト・ホールディングス	銀行業	2.49	株式	97.92	
9	KDDI	情報・通信業	2.48	現金等	2.08	
10	野村不動産ホールディングス	不動産業	2.44			

※ 資産構成比率においては、小数点以下3桁目を四捨五入し、小数点以下2桁目まで表示しています。

年間収益率の推移

当ファンドの運用は、2015年12月30日に行なう予定です。このため、2015年12月14日現在、該当事項はありません。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 取得の申込みは、販売会社で受付けます。なお、当ファンドを購入になれるのは、販売会社にラップ口座を開設する等の一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- 販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）
ホームページ thecapitalgroup.co.jp

- (2) 取得の申込みの受付は、販売会社の営業日（*1）に行なわれます。
- (* 1) 原則として、午後3時までに取得の申込みが行なわれ、かつ当該申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの取得の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消することができます。
 - ・取得申込者は、販売会社に取得のお申込みと同時にまたは予め、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。
- (3) 収益分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取るコース（以下「一般コース」といいます。）と収益の分配時に分配金を無手数料で再投資するコース（以下「自動けいぞく投資コース」といいます。）の2つのコースがありますので、取得の申込みを行なう投資家は、申込みをする際に、どちらかのコースを選択します。販売会社によっては、毎月の予め指定する日に予め指定した金額をもって、積立方式による取得の申込みを取扱う場合、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。販売会社によっては、コースの取扱いがどちらか一方のみの場合、コースの名称が異なる場合があります。また、取得申込後のコース変更は、原則できません。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- ・自動けいぞく投資コースを選択する投資家は、販売会社との間で自動けいぞく投資約款（販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読替えるものとします。）に基づく契約を締結していただきます。なお、販売会社が別に定める契約により、分配金を受益者に支払う場合がありますので、詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、1口単位で取得することができます。
- (5) 申込価額は、取得申込受付日の基準価額です。
- ・自動けいぞく投資コースを選択した受益者の収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額となります。
- (6) 申込手数料は、かかりません。

申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の申込みは、販売会社で受け付けます。
- ・販売会社につきましては、下記までお問い合わせください。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号 0120-411-447（営業日9：00～17：00）
ホームページ thecapitalgroup.co.jp

- (2) 換金の申込みの受付は、販売会社の営業日（*1）に行なわれます。
- (* 1) 原則として、午後3時までに換金の申込みが行なわれ、かつ当該換金の受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の受付分とします。この受付時間を過ぎてからの換金の受付は、特に指定がない場合、翌営業日の取扱いとなります。
- ・委託会社は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金の申込みの受付を取消することができます。なお、換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金の申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の申込みを受付けたものとして、下記(4)の規定に準じて計算された価額とします。
 - ・信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金を行なえません。また、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、委託会社は、一定の金額を超える一部解約請求に制限を設けること、または純資産総額に対し一定の比率を超える換金の申込みを制限する場合があります。
 - ・換金の申込みを行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。受益者が一部解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとしします。
- (3) 換金単位は、販売会社が定める単位となります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 換金価額は、換金申込受付日の基準価額です。
- (5) 換金手数料は、かかりません。
- (6) 換金代金は、原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。

お申込みの方法等は、上記と異なる場合があります。詳細は、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算

信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日に算出されます。

有価証券等の評価基準および評価方法等

マザーファンドについては、基準価額で評価します。

外貨建資産については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。

為替予約取引については、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- (注) 上記の評価が適当でないとは判断される場合には、別の方法により評価が行なわれることもあります。

基準価額の照会方法

基準価額は、毎営業日に算出され、販売会社または下記に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として、基準価額計算日の翌日の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に掲載されます。当該紙面において、委託会社は「キャピタル」、当ファンドは「日本株式F」で表記されています。

キャピタル・インターナショナル株式会社
電話番号 0120-411-447(営業日9:00~17:00)
ホームページ thecapitalgroup.co.jp

運用報告書

委託会社は、11月の決算時および償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、販売会社を通じて受益者に交付します。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成27年12月30日から、原則として、無期限です。ただし、後記(5)の a.、のa.、のa.およびのb.に該当する場合には信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

原則として毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成28年11月21日までとし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

上記にかかわらず、上記原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

- a.委託会社は、信託期間中において、当ファンドを繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、または換金により受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回るようになった場合、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、予め、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、予め、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c.上記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d.上記b.の書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行いません。
- e.上記b.から上記d.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの信託契約にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.から上記d.までに規定するファンドの信託契約の解約の手続きを行なうことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- a.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を

解約し、信託を終了させます。

- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの約款を変更しようとするときは、後記の規定に従います。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託者の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託者を選任できないときは、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの約款を変更することまたはファンドと他の投資信託との併合（投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、予め、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、ファンドの約款は本 に掲げる以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（信託約款の変更については、その内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、予め、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、ファンドの信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびファンドの信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、ファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.から上記e.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、ファンドの約款にかかる全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

公告

委託会社が受益者に対して行なう公告は、日本経済新聞に掲載されます。

関係法人との契約の更改に関する手続

- a. 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行なうことができます。
- b. 販売会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部を変更することができます。
- c. 投資顧問会社とのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を委託する契約の有効期間は、当該契約締結の日からマザーファンドの信託契約解約の日までまたは一方の当事者が他方の当事者に対し運用指図に関する権限の一部を委託する契約を終了させる意思を通知した30日後までとします。投資顧問会社が、法律に違反した場合、約款違反となる運用指図を行なった場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

a. 他の受益者の氏名または名称および住所

b. 他の受益者が有する受益権の内容

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

収益分配金の請求権は、支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、償還金を口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日（信託終了日が休業日の場合には翌営業日）から起算して5営業日までの間に支払いを開始するものとし、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（一部解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 繰上償還および重大な信託約款の変更等にかかる議決権

受益者は、委託会社が繰上償還または重大な信託約款の変更等を行なう場合の書面決議において、受益

権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。

(5) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(6) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業の時間内に当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、該当事項はありません。

なお、当ファンドの会計監査は、有限責任監査法人トーマツにより行なわれます。

1【財務諸表】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、該当事項はありません。

（ 1 ）【貸借対照表】

該当事項はありません。

（２）【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

（ 3 ）【注記表】

該当事項はありません。

（ 4 ）【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

当ファンドの運用は、平成27年12月30日から行なう予定です。このため、平成27年12月14日現在、該当事項はありません。

以下の純資産額計算書は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドのものであります。

(参考) キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

平成27年10月30日現在

資産総額	71,915,999,418円
負債総額	459,186,642円
純資産総額(-)	71,456,812,776円
発行済口数	5,748,538口
1口当たり純資産額(/)	12,430円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

当ファンドの受益権は、振替口座簿に記載または記録されるため、原則として受益証券は発行されません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託会社が予め当ファンドの受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。

受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

(2) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

委託会社は、上記の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(3) 名義書換についての手続き、取扱場所等

該当事項はありません。

(4) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成27年10月30日現在）

資本金の額	4億5,000万円
発行可能株式総数	7万5,000株
発行済株式総数	5万6,400株

過去5年間における資本金の額の増減

平成23年3月	資本金の額34億2,500万円から41億6,500万円に増資
平成24年3月	資本金の額41億6,500万円から46億6,500万円に増資
平成24年7月	資本金の額46億6,500万円から9,000万円に減資
平成25年4月	資本金の額9,000万円から5億9,000万円に増資
平成25年4月	資本金の額5億9,000万円から4億5,000万円に減資
平成25年12月	資本金の額4億5,000万円から9億5,000万円に増資
平成25年12月	資本金の額9億5,000万円から4億5,000万円に減資

(2) 会社の機構（平成27年10月30日現在）

会社の意思決定機構

委託会社の業務執行における最高機関である取締役会は3名以上の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行ない、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選定します。また、取締役会は、取締役中から社長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選定することができます。

取締役会はその決議をもって、委託会社の経営に関するすべての重要事項ならびに法令または定款によって定められた事項を決定します。その決議は、決議に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行ないます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたります。取締役会は3カ月に1度開催し、その他必要のつど随時開催するものとします。取締役会の招集通知は1週間前までに発するものとします。ただし、取締役全員および監査役全員の同意があるときは、特定の取締役会について前記の招集期間を短縮することができます。また、取締役全員および監査役全員の出席あるときもしくは全員の同意あるときは、取締役会招集の手続を省略することができます。



投資運用の意思決定機構

ファンドの運用体制は、運用部がマザーファンド等を含むファンドの組入方針等、ファンドの分配方針等を決定する体制としております。

また、マザーファンド等を含むファンドの運用状況およびパフォーマンスについては、運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成27年10月30日現在、次のとおりです（ただし、親投資信託は除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	10	110,491
合計	10	110,491

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるキャピタル・インターナショナル株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成26年7月1日 至平成27年6月30日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

		前事業年度 (平成26年6月30日現在)		当事業年度 (平成27年6月30日現在)	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
(資産の部)					
・ 流動資産					
1. 現金・預金			627,725		813,247
2. 前払費用			54,705		54,549
3. 未収入金	*2		92,267		444,912
4. 未収委託者報酬			338,835		277,338
5. 未収運用受託報酬			440,355		407,611
6. 繰延税金資産			229,033		137,681
7. 立替金			6,931		6,540
流動資産計			1,789,854		2,141,882
・ 固定資産					
1. 有形固定資産			1,142		62,119
器具備品	*1	1,142		62,119	
2. 無形固定資産			636		3,109
ソフトウェア		636		3,109	
3. 投資その他の資産			1,439,486		1,511,159
(1) 投資有価証券		1,115,009		1,159,303	
(2) 保険積立金		8,887		9,437	
(3) 長期差入保証金		277,630		274,321	
(4) 繰延税金資産		37,959		68,097	
固定資産計			1,441,265		1,576,389
資産合計			3,231,119		3,718,271
(負債の部)					
・ 流動負債					
1. 預り金			26,392		23,381
2. 未払金			347,277		451,427
(1) 未払手数料		272,625		152,830	
(2) その他未払金	*2	74,651		298,597	
3. 未払費用			47,525		69,579
4. 未払法人税等			8,307		44,310
5. 未払消費税等			44,823		70,969
6. 未払賞与			4,052		4,894
7. 賞与引当金			196,494		143,818
8. 役員賞与引当金			7,939		7,213
流動負債計			682,812		815,595
・ 固定負債					
1. 退職給付引当金			1,282,896		1,325,457
2. 資産除去債務			232,674		236,272
固定負債計			1,515,571		1,561,729
負債合計			2,198,383		2,377,324
(純資産の部)					
・ 株主資本					
1. 資本金			450,000		450,000
2. 資本剰余金			1,055,839		582,736
資本準備金		1,055,839		582,736	

3.利益剰余金			473,103		308,210
その他利益剰余金		473,103		308,210	
繰越利益剰余金		473,103		308,210	
株主資本計			1,032,736		1,340,946
純資産合計			1,032,736		1,340,946
負債・純資産合計			3,231,119		3,718,271

(2)【損益計算書】

科目	注記 番号	前事業年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)		当事業年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)	
		内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
・ 営業収益					
1.委託者報酬			983,647		1,036,589
2.運用受託報酬			1,427,378		1,877,210
3.その他営業収益	*1*2		1,536,836		3,625,175
営業収益計			3,947,862		6,538,975
・ 営業費用					
1.支払手数料	*1*2		1,125,574		3,240,593
2.広告宣伝費			18,559		30,282
3.調査費			194,327		150,454
4.営業雑経費			56,219		61,797
(1)通信費		47,169		53,871	
(2)印刷費		4,022		653	
(3)協会費		5,027		7,272	
営業費用計			1,394,680		3,483,128
・ 一般管理費					
1.給料			1,914,451		1,639,475
(1)役員報酬		68,005		61,236	
(2)給料・手当		1,013,377		1,002,402	
(3)賞与		628,634		424,805	
(4)賞与引当金繰入 額		196,494		143,818	
(5)役員賞与引当金 繰入額		7,939		7,213	
2.交際費			13,774		12,938
3.寄付金			11,412		6,584
4.旅費交通費			80,289		97,289
5.租税公課			14,954		18,977
6.不動産賃借料			301,369		325,014
7.退職給付費用			155,506		166,000
8.固定資産減価償却費			344		2,349
9.器具備品賃借料			3,616		4,761
10.消耗品費			17,648		19,327
11.業務委託費	*1		549,976		-
12.事務委託費			47,584		38,460

13.採用費			15,456		28,837
14.福利厚生費			178,777		193,396
15.共通発生経費負担額			-		93,388
16.諸経費			8,744		8,601
一般管理費計			3,313,908		2,655,403
営業利益又は営業損失()			760,726		400,442
営業外収益					
1.有価証券利息			830		783
2.受取利息及び配当金			198		8,932
3.受取賃貸料			29,212		-
4.為替差益			1,940		-
5.雑収入			678		854
営業外収益計			32,861		10,570
営業外費用					
1.株式交付費			3,500		-
2.為替差損			-		6,699
3.雑損失			4,930		-
営業外費用計			8,430		6,699
経常利益又は経常損失()			736,296		404,313
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失()			736,296		404,313
法人税、住民税及び事業税			3,800		34,889
法人税等調整額			266,992		61,213
当期純利益又は当期純損失()			473,103		308,210

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成25年7月1日 至平成26年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	450,000	1,383,209	1,383,209	1,327,369	1,327,369	505,839	505,839
当期変動額							
新株の発行	500,000	500,000	500,000			1,000,000	1,000,000
資本金から利益剰余金への振替	500,000			500,000	500,000	-	-
資本準備金から利益剰余金への振替		827,369	827,369	827,369	827,369	-	-
当期純損失()				473,103	473,103	473,103	473,103
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	327,369	327,369	854,266	854,266	526,897	526,897

当期末残高	450,000	1,055,839	1,055,839	473,103	473,103	1,032,736	1,032,736
-------	---------	-----------	-----------	---------	---------	-----------	-----------

当事業年度（自平成26年7月1日 至平成27年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	450,000	1,055,839	1,055,839	473,103	473,103	1,032,736	1,032,736
当期変動額							
資本準備金から利益剰余金への振替		473,103	473,103	473,103	473,103	-	-
当期純利益				308,210	308,210	308,210	308,210
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	473,103	473,103	781,313	781,313	308,210	308,210
当期末残高	450,000	582,736	582,736	308,210	308,210	1,340,946	1,340,946

[重要な会計方針]

- 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 時価のないもの
 - 移動平均法による原価法を採用しております。
- 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産
 - 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、器具備品4～15年であります。
 - 無形固定資産
 - 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
 - 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- 引当金の計上基準
 - 賞与引当金
 - 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 - 役員賞与引当金
 - 役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。
 - 退職給付引当金
 - 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務額の見込額を計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算には、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[注記事項]

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成26年6月30日現在)	当事業年度 (平成27年6月30日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 45千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 2,314千円 *2. 関係会社に対する資産及び負債 未収入金 437,316千円 その他未払金 296,404千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)	当事業年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)
*1. その他営業収益のうち、主なものは、当社の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの子会社である当社以外の投資運用会社の投資一任契約に係る市場調査等の収益1,347,694千円であります。	*1. 平成26年7月1日のキャピタル・グループ全体の組織再編を受け、当社はキャピタル・グループの日本拠点として、キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（以下「CRMC社」という。）との役務提供契約に基づき、当社の最終の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクの各グループ会社（以下「各グループ会社」という。）との間で各種投資運用サービスを相互に提供しております。 その他営業収益は、当社の主要な事業である各グループ会社に提供した投資運用サービスに係る収益であります。 なお、従来業務委託費に計上していた各グループ会社から受けるITサービスに係る費用も、当期よりCRMC社から一括して請求されることとなったため、支払手数料に含めて計上しております。 *2. 関係会社との取引 その他営業収益 3,625,175千円 支払手数料 2,585,632千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)					当事業年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)				
1. 発行済株式の種類及び総数					1. 発行済株式の種類及び総数				
株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)	株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	51,400	5,000	-	56,400	普通株式	56,400	-	-	56,400

(注) 普通株式の増加株式数5,000株は、平成25年12月20日付のキャピタル・グループ・インターナショナル・インクを割当先とする増資によるものであります。

[リース取引関係]

前事業年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)	当事業年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)																		
<p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>271,394</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>904,647</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,176,041</td> <td>千円</td> </tr> </table>	1年以内	271,394	千円	1年超	904,647	千円	合計	1,176,041	千円	<p>1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引 当事業年度末現在、該当するリース取引はありません。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 (借主側) 未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年以内</td> <td>286,555</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>668,630</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>955,185</td> <td>千円</td> </tr> </table>	1年以内	286,555	千円	1年超	668,630	千円	合計	955,185	千円
1年以内	271,394	千円																	
1年超	904,647	千円																	
合計	1,176,041	千円																	
1年以内	286,555	千円																	
1年超	668,630	千円																	
合計	955,185	千円																	

[金融商品関係]

前事業年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)	当事業年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1)金融商品に対する取組方針 資金計画に基づき、第三者割当増資（引受先は、親会社であるキャピタル・グループ・インターナショナル・インク）により資金を調達しております。その他金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。</p> <p>(2)金融商品の内容及びそのリスク</p>	<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1)金融商品に対する取組方針 金融機関等からの借入及び社債発行等はありません。短期的運転資金の確保から、一時的な余資については別段運用しておりません。</p> <p>(2)金融商品の内容及びそのリスク</p>

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されており。また、未収運用受託報酬の一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されており。

未収入金は、その多くがグループ会社（当社の親会社であるキャピタル・グループ・カンパニーズ・インクとその子会社等）に対する債権であり、信用リスクに晒されており。また、外貨建債権が含まれており、それらについては為替の変動リスクに晒されており。

投資有価証券については、従業員の退職金支払い用に積立しているフリーファイナンシャルファンドであり、市場リスクに晒されており。

未払金は、その多くがグループ会社に委託している業務に関連して発生した債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されており。

未払賞与は、従業員の賞与に対する短期債務であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金が遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬の一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

グループ会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、各グループ会社の資金計画は、親会社により管理されており、その信用リスクは軽微であります。また、グループ会社への債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、フリーファイナンシャルファンドが、預金と同様に実質的に元本の毀損のおそれがほとんどないものであることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入保証金	277,630	258,636	18,994

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、それぞれ投資信託委託業及び投資顧問業からの債権であり、信用リスクに晒されており。また、未収運用受託報酬の一部外貨建債権が含まれており為替の変動リスクに晒されており。

未収入金は、その多くが当社の親会社に対する債権であり、信用リスクに晒されており。また、外貨建債権が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されており。

投資有価証券については、従業員の退職金支払い用に積立しているフリーファイナンシャルファンドであり、市場リスクに晒されており。

未払金は、その多くがグループ会社から提供を受けている業務に関連して発生した当社の親会社に対する債務であります。また、外貨建債務が含まれておりますが、それらについては為替の変動リスクに晒されております。

未払賞与は、従業員の賞与に係る短期債務であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、主に投資運用業等からの債権であり、取引の性質上、基本的に信用リスクは軽微であると考えておりますが、顧客別の債権残高を社内で管理し、入金が遅延等があった場合には速やかに社内の関係部署が顧客及び受託銀行に連絡する体制を整えております。また、未収運用受託報酬の一部外貨建債権がありますが、その残高は少額なため、為替の変動リスクは軽微であります。

当社の親会社への債権は信用リスクに晒されておりますが、その信用リスクは軽微であります。また、当社の親会社に対する債権・債務には、外貨建のものが含まれますが、そのほとんどが毎月決済されているため、為替の変動リスクは軽微であります。

長期差入保証金の取引先は、高格付を有する企業であることから、長期差入保証金が晒されている信用リスクは軽微であります。

投資有価証券については、フリーファイナンシャルファンドが、預金と同様に実質的に元本の毀損のおそれがほとんどないものであることから、市場リスクは軽微であります。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、各部署と連絡をとり、担当部署が適宜資金繰計画を作成、更新することで現金の手元流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	貸借対照 表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期差入保証金	274,321	262,039	12,282

時価については、下記の考え方によっております。
その結果、平成26年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)投資有価証券

退職金積立資産としての投資信託（フリーファイナンシャルファンド）であります。フリーファイナンシャルファンドは、預金同様に実質的に元本の毀損のおそれがほとんどないものであることから、時価は帳簿価額と同額と考えております。

(3)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。なお、有価証券のうち満期のあるものはありません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

時価については、下記の考え方によっております。
その結果、平成27年6月30日における上記以外のその他金融商品の貸借対照表計上額は、時価と同額または近似しているため、上記表における記載を省略しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(2)投資有価証券

退職金積立資産としての投資信託（フリーファイナンシャルファンド）であります。フリーファイナンシャルファンドは、預金同様に実質的に元本の毀損のおそれがほとんどないものであることから、時価は帳簿価額と同額と考えております。

(3)長期差入保証金

主に本社事務所の賃借時に差入れている保証金であり、時価については、国債の利回り等適切な指標で割引き算定する方法によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と同額または近似していると考えております。

(注2)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

金銭債権（現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬）は全て一年以内に償還予定です。長期差入保証金の償還予定は、5年超であります。なお、有価証券のうち満期のあるものはありません。

(注3)金融商品の時価等に関する事項の補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

[有価証券関係]

前事業年度 (平成26年6月30日現在)				当事業年度 (平成27年6月30日現在)			
1. その他有価証券(平成26年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの				1. その他有価証券(平成27年6月30日現在) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
種類	貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)	種類	貸借対照 表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)

その他有価証券 （フリーファイナンシャルファン ド）	1,115,009	1,115,009	-
----------------------------------	-----------	-----------	---

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券
（自平成25年7月1日 至平成26年6月30日）

種類	売却額 （千円）	売却益の 合計額 （千円）	売却損の 合計額 （千円）
その他有価証券 （フリーファイナンシャルファン ド）	96,163	-	-

その他有価証券 （フリーファイナンシャルファン ド）	1,159,303	1,159,303	-
----------------------------------	-----------	-----------	---

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券
（自平成26年7月1日 至平成27年6月30日）

種類	売却額 （千円）	売却益の 合計額 （千円）	売却損の 合計額 （千円）
その他有価証券 （フリーファイナンシャルファン ド）	152,328	-	-

[デリバティブ取引関係]

前事業年度 （自平成25年7月1日 至平成26年6月30日）	当事業年度 （自平成26年7月1日 至平成27年6月30日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[退職給付関係]

前事業年度 （自平成25年7月1日 至平成26年6月30日）	当事業年度 （自平成26年7月1日 至平成27年6月30日）
<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております（非積立型退職一時金制度）。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（投資有価証券及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。</p> <p>なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 簡便法を適用した退職一時金制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <p>退職給付引当金の期首残高 1,230,124 千円</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、退職金規定に基づき、拠出額を投資有価証券及び保険積立金で運用し、退職時に当該運用資産額のうち個人別に算定された額を一時金として支払うこととしております（非積立型退職一時金制度）。当該制度は、運用資産が外部に拠出されておらず、厳格に会社資産と分離されているものではないため、厳密には確定拠出型退職給付制度とはいえないことから、運用資産（投資有価証券及び保険積立金）と退職給付債務（退職給付引当金）を貸借対照表上両建てしております。</p> <p>なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p> <p>2. 簡便法を適用した退職一時金制度</p> <p>(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <p>退職給付引当金の期首残高 1,282,896 千円</p>

退職給付費用	155,506 千円	事業譲受に伴う引継額	40,288 千円
退職給付の支払額	102,734 千円	退職給付費用	166,000 千円
退職給付引当金の期末残高	<u>1,282,896 千円</u>	退職給付の支払額	163,728 千円
		退職給付引当金の期末残高	<u>1,325,457 千円</u>
(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表		(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。		当社は退職給付債務の計算方法として簡便法を適用しており、退職給付債務の期末残高と退職給付引当金は一致しているため、調整項目はございません。	
(3)退職給付費用		(3)退職給付費用	
簡便法で計算した退職給付費用	155,506千円	簡便法で計算した退職給付費用	166,000千円

[税効果会計関係]

前事業年度 (平成26年6月30日現在)	当事業年度 (平成27年6月30日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳
繰延税金資産(流動)	繰延税金資産(流動)
賞与引当金	賞与引当金
70,030 千円	47,603 千円
未払賞与	未払賞与
1,444 千円	1,620 千円
未払費用	未払費用
4,306 千円	38,519 千円
繰越欠損金	繰越欠損金
153,252 千円	49,938 千円
合計	合計
229,033 千円	137,681 千円
繰延税金資産(固定)	繰延税金資産(固定)
退職給付引当金	退職給付引当金
413,113 千円	376,645 千円
繰越欠損金	繰越欠損金
2,989,700 千円	2,697,047 千円
資産除去債務	資産除去債務
82,641 千円	76,153 千円
減損損失	減損損失
129,205 千円	92,272 千円
評価性引当額	評価性引当額
3,576,701 千円	3,174,021 千円
合計	合計
37,959 千円	68,097 千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
(%)	(%)
法定実効税率	法定実効税率
38.0	35.6
(調整)	(調整)
評価性引当額	評価性引当額
21.7	19.5
永久に損金及び益金に算入されない項目	永久に損金及び益金に算入されない項目
6.4	2.9
期限切れ繰越欠損金	住民税均等割
14.1	0.9
住民税均等割	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正
0.5	1.3
その他	その他
3.0	2.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
35.7	23.7
	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

	<p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることになりました。</p> <p>これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については32.3%となります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の金額が5,226千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。</p> <p>また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以降に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以降に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰越税金資産の金額が18,536千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。</p>
--	--

[資産除去債務関係]

前事業年度 (平成26年6月30日現在)	当事業年度 (平成27年6月30日現在)																					
<p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物転貸借契約に伴う原状回復費であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table data-bbox="223 1556 718 1792"> <tr> <td>期首残高</td> <td>266,026</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td>3,791</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務の履行による減少額</td> <td>37,143</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>232,674</td> <td>千円</td> </tr> </table>	期首残高	266,026	千円	時の経過による調整額	3,791	千円	資産除去債務の履行による減少額	37,143	千円	期末残高	232,674	千円	<p>資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの</p> <p>1. 当該資産除去債務の概要 本社事務所の定期建物賃貸借契約に伴う原状回復費であります。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を契約開始から15年と見積り、割引率は1.48%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。</p> <p>3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table data-bbox="877 1556 1372 1792"> <tr> <td>期首残高</td> <td>232,674</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>時の経過による調整額</td> <td>3,597</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高</td> <td>236,272</td> <td>千円</td> </tr> </table>	期首残高	232,674	千円	時の経過による調整額	3,597	千円	期末残高	236,272	千円
期首残高	266,026	千円																				
時の経過による調整額	3,791	千円																				
資産除去債務の履行による減少額	37,143	千円																				
期末残高	232,674	千円																				
期首残高	232,674	千円																				
時の経過による調整額	3,597	千円																				
期末残高	236,272	千円																				

[セグメント情報等]

前事業年度 (平成26年6月30日現在)	当事業年度 (平成27年6月30日現在)
<p>(セグメント情報)</p> <p>当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p>	<p>(セグメント情報)</p> <p>当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p>

(関連情報)

1. サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

日本	2,212,031 千円
米国	1,247,210 千円
その他	488,619 千円
合計	3,947,862 千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・ガーディア ン・トラスト・カンパニー	863,584 千円

(関連情報)

1. サービスごとの情報

投資運用業の区分の外部顧客への営業収益が当事業年度の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

日本	2,685,292 千円
米国	3,625,175 千円
その他	228,507 千円
合計	6,538,975 千円

(注) 営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が、貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益
キャピタル・リサーチ・ア ンド・マネジメント・カン パニー	3,625,175 千円

[関連当事者情報]

前事業年度（自平成25年7月1日 至平成26年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	キャピタル・グループ・インターナショナル・インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 20	子会社の管理	(被所有) 直接100%	資金の調達	増資の割当	1,000,000	-	-

(注)

1. 増資の割当は、キャピタル・グループ・インターナショナル・インクを割当先とする増資であり、1株200千円であります。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	----------	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,000	投資運用業	-	投資顧問契約の再委任及び調査業務の提供等	その他営業収益	863,584	未収入金	51,676
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・インク	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 10	投資運用業	-	投資顧問契約の再委任及び調査業務の提供等	受取賃貸料	3,867	未収入金	10,862
親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルク大公国	(千ユーロ) 2,200	ファンドマネジメント	-	投資信託に係る支払手数料	支払手数料	323,364	未払手数料	78,340
親会社の子会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・グローバル	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 10	サービスの提供	-	業務運営に係るサービスの提供及び管理等	業務委託費	478,289	その他未払金	44,600
親会社の子会社	キャピタル・リサーチ・カンパニー(東京)	東京都千代田区	(千米ドル) 1,000	市場調査	-	管理及び事務業務の提供等	受取賃貸料	22,205	未収入金	(*1)3,102

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても国内課税取引（*1）を除き消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
2. その他営業収益は、役務内容及び関連コストを勘案し価格を決定しております。
3. 受取賃貸料については、合理的な基準に基づいて決定しております。

4. 業務委託費は、関連コスト等を勘案し価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

当事業年度（自平成26年7月1日 至平成27年6月30日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー (以下「CRMC社」という。)	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 12,500	投資運用業	(被所有) 間接100%		各種投資運用サービスの提供	3,625,175	未収入金	437,316
							各種投資運用サービスの委託	2,585,632	その他未払金	200,749
親会社	キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク (以下「CGC社」という。)	アメリカ合衆国カリフォルニア州ロサンゼルス	(千米ドル) 5,092	子会社の管理	(被所有) 間接100%	グループ共通発生経費の負担	共通発生経費負担額	93,388	その他未払金	95,655

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

1. その他営業収益は、CRMC社との役務提供契約に基づき、営業費用及び一般管理費の合計額から一定の支払手数料を差引いた金額を基準に一定の利益率を加味して決定しております。
2. 支払手数料は、CRMC社との役務提供契約に基づき、当社の委託者報酬及び運用受託報酬を基準に決定しております。
3. 共通発生経費負担額は、CGC社の各グループ会社の利益規模に応じて決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	----------	-------	----------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

親会社の子会社	キャピタル・インターナショナル・マネジメント・カンパニー	ルクセンブルク大公国	(千ユーロ) 3,700	ファンドマネジメント	-	投資信託に係る支払手数料	支払手数料	328,167	未払手数料	46,099
親会社の子会社	キャピタル・リサーチ・カンパニー(東京)	東京都千代田区	(千米ドル) 1,000	市場調査	-	事業の譲受	市場調査事業の譲受	41,968	-	-

(注)

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高についても消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方法等

- 支払手数料は、役務内容及び関連コスト等を勘案し価格を決定しております。
- 事業の譲受の対価は、譲受日における譲受対象事業に係る資産・負債の公正価値を基準として、当事者間の合意により決定しております。

2. 親会社に関する注記

の親会社キャピタル・グループ・カンパニーズ・インク（非上場会社であります。）

の親会社キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー（非上場会社であります。）

直接の親会社キャピタル・グループ・インターナショナル・インク（非上場会社であります。）

[1株当たり情報]

前事業年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)		当事業年度 (自平成26年7月1日 至平成27年6月30日)	
1株当たり純資産額	18,310.93 円	1株当たり純資産額	23,775.64 円
1株当たり当期純損失金額	8,754.07 円	1株当たり当期純利益金額	5,464.71 円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。		(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	473,103 千円	当期純利益	308,210 千円
普通株主に帰属しない金額	- 千円	普通株主に帰属しない金額	- 千円
普通株式に係る当期純損失	473,103 千円	普通株式に係る当期純利益	308,210 千円
期中平均株式数	54,044 株	期中平均株式数	56,400 株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が

禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。また、訴訟はありません。

(3) 事業譲渡および事業譲受

平成20年7月に、キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業を譲受けしました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成27年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称：みずほ証券株式会社

資本金の額：125,167百万円（平成27年6月末現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社（マザーファンドの投資顧問会社）

名称：キャピタル・インターナショナル・インク

資本金の額：10千ドル（平成27年6月末現在）

約120万円（米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル120.90円、平成27年10月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値によります。）

事業の内容：投資運用業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成27年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理・計算等を行なっています。
- (2) 販売会社：当ファンドの募集、販売を行ない、一部解約金・償還金・収益分配金の支払等に関する事務等を行ないます。
- (3) 投資顧問会社：マザーファンドの一部運用指図（有価証券の運用）を行ないます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社：該当事項はありません。
- (2) 販売会社：該当事項はありません。
- (3) 投資顧問会社：委託会社と同一の親会社を持ちます。委託会社と投資顧問会社との間には、直接の資本関係はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社およびファンド名称、ロゴ・マーク、図案を採用し、当ファンドの商品分類および税区分等を記載することがあります。
- (2) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (3) 目論見書は、電子媒体としてインターネット等に掲載される場合があります。
- (4) 目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載することがあります。
- (5) 目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (6) 目論見書の巻末に「約款」を掲載することがあります。
- (7) 目論見書に販売会社におけるラップサービスの名称等を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成27年9月25日

キャピタル・インターナショナル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 誠 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 龍也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているキャピタル・インターナショナル株式会社の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キャピタル・インターナショナル株式会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。